

■愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
要求水準書									
1	12	4	(2)	ウ	(オ)			要求水準書は、本入札説明書と一体のものであることを前提に、要求水準書にある(P13、ウ、(オ)) 植栽植樹面積は100分の15以上とありますが、名古屋市緑化地域制度による角地緩和が認められれば、100分の10以上も可能と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	13	4	(3)	ア				要求水準書は、本入札説明書と一体のものであることを前提に、要求水準書にある(P14、(3)ア) 測量調査について、配布された確定図は境界測量のみでレベル測量を含む現況測量図がありません。斜線の検討や日影の検討に必要と考えますが、貸与いただける資料はありませんか。また無い場合、法適合性が確認できませんが、詳細は特定後に調整可能と解釈してもよろしいですか。	お示しできるレベル測量の成果はありません。事業用地周辺は海拔6m前後のほぼ平坦な土地です。斜線や日影については、現地をご確認のうえご検討下さい。なお、要求水準書に記載のとおり、本事業に必要な測量調査は、必要な時期に適切に実施することとし、その結果に基づき、合理的な範囲で提案内容を調整することは差し支えありません。
3	15	4	(5)	エ				要求水準書は、本入札説明書と一体のものであることを前提に、要求水準書にある(P15、エ) アスベスト含有建材等の処理費用について、解体撤去対象施設等における建築用仕上塗材等、既知となっていないアスベストの含有が認められた場合は、すべて貴県が負担するものと考えて宜しいでしょうか。また、調査・撤去処分に係る期間は本工事の事業期間内に含まれると解釈して宜しいですか。	要求水準書に記載のとおり、アスベスト含有材などの使用状況調査により、既知となっていないアスベストの含有が認められた場合は、その除去処分方法について、県に提案し確認を得るものとなりますが、県が確認した当該アスベストの除去処分に起因して発生した追加費用のうち、県は合理的な範囲の費用を負担します。また、原則として、調査・撤去処分は本工事の事業期間内に実施して頂くものとします。